

令和7年度当初予算 スマート農業・農業支援サービス事業 導入総合サポート事業

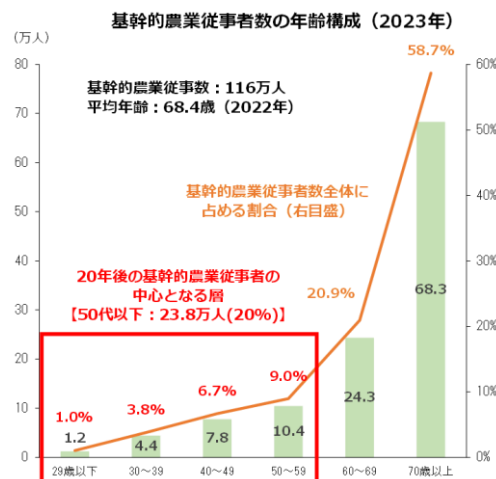
※本公募は、令和7年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額の変更があり得ることにご留意願います。

令和7年2月
農産局 農産政策部 技術普及課
スマート・サービスユニット

農業の持続的な発展に資する生産性向上に向けた施策の強化 (スマート農業と農業支援サービス事業の活用促進)

背景

人口減少に伴い、基幹的農業従事者は、今後20年間で現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、国産農産物の供給量を維持することが困難となるおそれ



食料・農業・農村基本法

【基本理念】

第5条（抜粋）

農業については、その有する食料その他の農産物の供給機能等の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少等農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、農業の生産性の向上等が図られることにより、持続的な発展が図られなければならない。

【基本的施策】

第30条

国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第37条

国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

生産性向上に向けた施策

スマート農業技術を核とした生産方式等の転換支援

一体的な推進を通じた効果の増進

農業支援サービス事業の活用による営農支援

※スマート農業技術活用促進法の活用と併せて推進

48 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

【令和7年度予算概算決定額 30(45)百万円】
(令和6年度補正予算額 10,000百万円)

＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

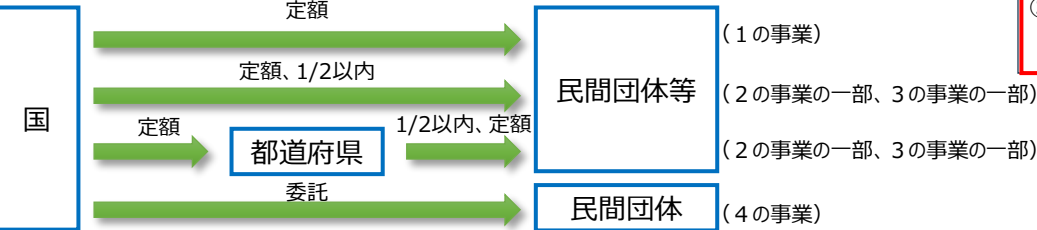
4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定し、事業者間の情報交換等を通じた事業者同士のネットワークを構築します。

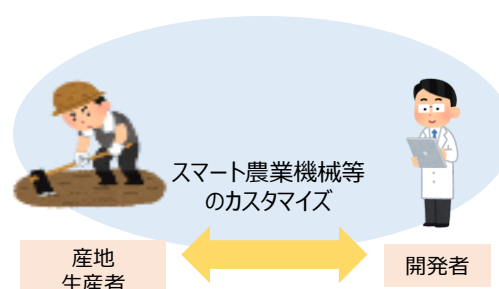
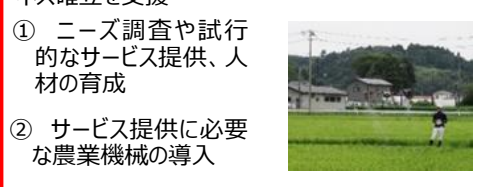
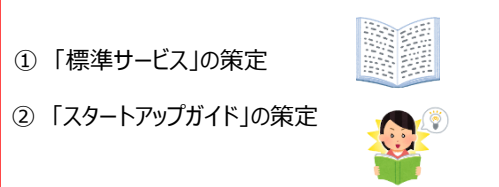
② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

橋渡し支援	先進モデル支援
 産地生産者 ↔ 開発者 スマート農業機械等のカスタマイズ	サービス事業体が産地や食品事業者等と連携したモデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援 (取組イメージ)  ① 食品事業者との連携による受託面積の大幅な拡大 ② 複数産地の連携によるスマート農業機械の共用 ③ ドローン等の多作業・多品目利用
立ち上げ支援	土台づくり支援
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援 ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成 ② サービス提供に必要な農業機械の導入 	サービス事業の環境整備 ① 「標準サービス」の策定 ② 「スタートアップガイド」の策定 

スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-3501-3769)

48 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

【令和7年度予算概算決定額 30(45)百万円】
（令和6年度補正予算額 10,000百万円）

＜対策のポイント＞

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、**農業支援サービス事業体の育成や活動の促進**等の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

＜事業の内容＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、①食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、②複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、①ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要な②スマート農業機械等の導入を支援します。

令和7年度当初予算(予算額30百万円)

農業支援サービスの立ち上げ支援

①農業支援サービス事業育成対策

- ・国（**農林水産本省**）直採
- ・ソフト（定額）支援

②スマート農業機械等導入支援

- ・国（**農林水産本省**）直採
- ・セミハード（1/2以内）支援

令和6年度補正予算(予算額100億円)

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援（別記1）

- ・国（農政局）直採
- ・ソフト（定額）支援

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

① 需要主導産地育成タイプ（別記2-1）

- ・国（本省）直採
- ・ソフト（定額）・セミハード（1/2以内）・ハード（1/2以内）支援

② 複数産地連携タイプ（別記2-2）

- ・国（本省）直採
- ・ソフト（定額）・セミハード（1/2以内）・ハード（1/2以内）支援

③ 機械多用途利用タイプ（別記2-3）

- ・国（農政局）直採
- ・ソフト（定額）支援

④ モデル的取組の立上げ支援（別記2-4）

- ・国（本省）直採＋都道府県への間接補助
- ・ソフト（定額）・セミハード（1/2以内）支援

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

①農業支援サービス事業育成対策（別記3-1）

- ・国（農政局）直採＋都道府県への間接補助
- ・ソフト（定額）支援

②スマート農業機械等導入支援（別記3-2）

- ・国（農政局）直採＋都道府県への間接補助
- ・セミハード（1/2以内）支援

農業支援サービスとは

農業支援サービスとは、農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産品の加工流通・販売に係るサービスを除く。）であり、主に以下のようなタイプに分類されます。

作業サポート型

○専門作業受注型

播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスです。

ニンジャワークステクノロジーズ(株)



ドローンを活用した農薬散布作業を代行

(株)ミズホ商会

水稻や畑作物における、土づくり、播種から収穫までの各種作業を代行。スマート農機で高効率作業に特化。



○機械設備供給型

機械・機具のリース・レンタル、シェアリングにより、農業者の導入コスト低減を図るサービスです。



inaho(株)

自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービス

(株)サングリン太陽園

ラジヘリ等を活用した防除作業受託のほか、ドローンを共同で利用する農業者向けのシェアリングサービスを提供



○人材供給型

作業者を必要とする農業現場のために、人材派遣等を行うサービスです。



YUIME (株)

各地の繁忙期に着目して社員を専門的に育成・派遣

アグリトリオ(株)
労働力を要する農業者と適した作業者のマッチングが可能な農業用求人システムを開発



判断サポート型

○データ分析型

農業関連データを分析して解決策を提案するサービスです。

テラスマイル(株)

生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などの提案により農業経営をサポート

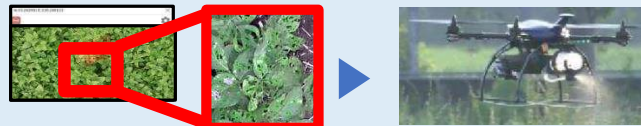


(株)はれると

施設園芸における生産性カイゼンに向けた労務管理システム「agri-board」を開発・提供



複合サポート型（上記4 種類の複合型）



(株)オブティム

センシングに基づく農薬ピンポイント散布等の栽培管理ソリューションを無償で農家が活用。オブティム社が、生産物を農家から買取り、販売

農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策

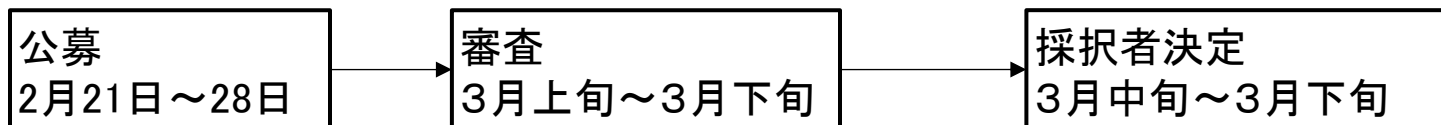
支援対象者 (事業実施主体)	農業支援サービス事業体(受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組等を行う者のこと)(以下、サービス事業体という。)
支援内容	サービス事業体がサービス事業の新規立上げ又は、既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組を支援するものとする。 ・サービス事業のニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・その他サービスの育成・普及に資する取組に要する経費
成果目標	本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。
申請先	農林水産本省(農産局技術普及課)
補助率、補助上限	定額(1事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。)
補助対象経費	農業支援サービスの試行・改良に係る人件費や原材料費/説明会、実演会に係る会場借料や設営費/農業支援サービス周知のための情報発信費/本事業における取組に直接必要な旅費 等
加算ポイント	・事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。 ・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 等

農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援

支援対象者 (事業実施主体)	農業支援サービス事業体(受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組等を行う者のこと)(以下、サービス事業体という。)
支援内容	サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費を支援する。
成果目標	本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。
申請先	農林水産本省(農産局技術普及課)
補助率、補助上限	1/2 以内(1事業実施主体当たり1,500 万円を上限とする。)
補助対象経費	サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費
加算ポイント	・事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合。 自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く)/電動草刈機(自立走行式又はリモコン式のもの)/食味・収量センサ付コンバイン/収穫ロボット(カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)/可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等)/センシングドローン ・事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。 ・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 等

今後のスケジュール

(R6年度)



(R7年度)

